

子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業 よくある質問（FAQ）

【申請関係】

1	他の補助事業との併用は可能ですか。
2	複数戸同時に申請することは可能ですか。
3	過去に補助を受けた住戸について、別の内容の工事を考えているが、申請可能ですか。
4	補助事業者（申請者）とは誰ですか。
5	共有者がいる場合は申請できますか。
6	補助事業者（申請者）が大阪市外に居住している場合でも申請できますか。
7	建物所有者が大阪市在住であれば、大阪市外にある建物も申請できますか。
8	昭和56年5月31日以前に着工した建物も申請できますか。
9	本事業の予算の上限はありますか。
10	現在入居している人がいる場合、申請できますか。
11	分譲マンションは補助対象になりますか。
12	申請手続の方法を教えてください。
13	申請前の事前相談は必ず必要ですか。
14	申請の様式はどこにありますか。
15	申請書はメールで提出できますか。
16	チラシやリーフレットはどこで入手できますか。
17	交付申請の提出期限を教えてください。
18	改修後の住戸について、入居者名義ではなく、法人名義で賃貸借契約を締結することは可能ですか。
19	申請時に「確認済証」や「検査済証」は必要ですか。
20	交付申請から交付決定までの期間はどのくらいですか。
21	工事請負契約を締結した後に、補助申請できますか。
22	実施済の改修工事について、補助申請できますか。
23	改修後10年間以内に物件を売却した場合、補助金の返還対象になりますか。

子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業 よくある質問（FAQ）

【提出書類】

◇証明書類（共通）	
1	各証明書類の有効期限はありますか。
2	各証明書類は原本の提出が必要ですか。
3	複数戸を同時に申請する場合、証明書類は住戸数分必要ですか。
4	過去に申請した建物内の別住戸を申請する場合も、証明書類は必要ですか。
◇登記事項証明書	
5	登記事項証明書はどこで取得できますか。
6	登記事項証明書は、家屋・土地どちらも必要ですか。
7	登記手続中の場合も申請可能ですか。
◇納税証明書	
8	納税証明書はどこで取得できますか。
9	納税証明書はどの年度分を提出すればよいですか。
10	最近、建物を購入したのですが、固定資産税及び都市計画税の納税証明書は必要ですか。
11	大阪市外に在住している場合や市外に事務所を構えている場合、納税証明書は必要ですか。
◇交付申請書	
12	見積書の記載方法に決まりはありますか。
13	【別紙1-②-1 対象建物概要書】 住宅の建築年月はどのように確認すればよいですか。
14	【別紙1-④ 工事計画書】 補助対象経費の算定ができません。
15	【別紙1-⑤ 現況写真】 現況写真の添付はどのようにすればよいですか。
16	【別紙1-⑥ 施工計画書】 建設業許可番号について、施工者が建設業許可番号を持っていない場合は、空白でよいですか。
◇完了実績報告書	
17	【改修工事費の支払いについて】 補助事業者（申請者）以外の家族名義の口座から振り込むことは可能ですか。
18	【別紙13-③ 工事写真】 どのような写真が必要ですか。
◇入居者募集及び入居状況報告等	
19	いつから入居者の募集を開始できますか。
20	入居者に要件はありますか。
21	「様式第12号 入居者決定報告書」はいつ提出するのですか。
22	「別紙13-④ 入居状況報告書」はいつ提出するのですか。
23	募集開始日を証明する書類とは具体的にどのような書類ですか。
24	入居者の属性を確認する書類とは具体的にどのような書類ですか。
25	管理状況報告はどのように行うのですか。

子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業 よくある質問（FAQ）

【要件工事等】

◇要件工事A：居間を含む複数の居室を一体の居室として改修する工事	
1	居間を含む複数の居室を一体の居室として改修する工事について、詳しく教えてください。
2	一体化する居室間に建具を設置することは可能ですか。
3	現状の開口幅が2/3以上かつ1800mm以上を満たしている場合、要件Aで申請することは可能ですか。
4	2住戸を1住戸に改修する場合は要件工事Aに該当しますか
5	一体化する居室の床の仕上げは同じである必要がありますか。
6	住戸内の間仕切をすべて撤去して、全面的に改修して広いLDKにする場合、要件工事Aに該当しますか。
◇要件工事B：居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事	
7	窓の断熱改修工事について、詳しく教えてください。
◇要件工事C：居間又は寝室の天井、床又は壁の断熱改修工事	
8	断熱材の最低利用量は何㎡ですか。
9	断熱材の種類を教えてください。
10	寝室の定義を教えてください
11	居間や寝室以外の居室は対象外ですか。
◇要件工事D：一定の要件を満たすユニットバスの新設又は改良工事	
12	一定の要件とは具体的にどのような内容ですか。
◇要件工事E：居間及び玄関のドアにおける指はさみを防止するための措置	
13	指はさみを防止するための措置とは具体的にどのような内容ですか。
14	居間の扉が襖のため、ドアクローザーが設置できません。
◇要件工事F：居間のコンセント部における感電を防止するための措置	
15	感電を防止するための措置とは具体的にどのような内容ですか。
16	シャッター付きコンセントへの改修は居間のみが補助の対象ですか。
17	居間にあるコンセントはすべて、改修する必要がありますか。
◇要件工事G：居間及び台所の吊戸棚等における地震対策のための措置	
16	地震対策のための措置とは具体的にどのような内容ですか。
17	設置場所に決まりはありますか。
◇その他工事	
18	外壁塗装は補助対象になりますか。
19	屋根の葺替工事は補助対象になりますか。

1. 申請関係

No	質問	回答
1	他の補助事業との併用は可能ですか。	原則として、本事業と他の補助事業の補助対象が重複する場合は併用できません。 ただし、工事請負契約が分けられている等、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、併用が可能となる場合があります。 他の補助事業等との併用を検討されている場合は、各窓口へ必ず事前ご相談ください。
2	複数戸同時に申請することは可能ですか。	同一建物内において、1回の申請で複数戸同時に申請していただけます。 ただし、建物単位で交付申請を行っていただくため、同一の建物内に申請手続き中の住戸がある場合は、その完了実績報告書を提出するまでは、同一の建物内にある異なる住戸についての申請を行うことはできません。
3	過去に補助を受けた住戸について、別の内容の工事を考えているが、申請可能ですか。	過去に本事業の補助を受けた住戸については、別工事であっても、2回目の補助申請はできません。
4	補助事業者（申請者）とは誰ですか。	対象住戸の所有者（オーナー）です。 賃借人が申請することはできません。 なお、代理人に委任して申請手続きを行う場合は、委任状の提出が必要です。（参考様式参照）
5	共有者がいる場合は申請できますか。	申請可能です。 共有者間で合意のうえ、代表者1名を補助事業者（申請者）として申請してください。 代表者は、必ず共有者に対し本事業内容について説明し、同意を得てから申請してください。
6	補助事業者（申請者）が大阪市外に居住している場合でも申請できますか。	補助事業者（申請者）の居住地は問いません。
7	建物所有者が大阪市在住であれば、大阪市内にある建物も申請できますか。	大阪市内にある建物が対象です。
8	昭和56年5月31日以前に着工した建物も申請できますか。	原則として、昭和56年5月31日以前に着工した建物は申請できません。 ただし、あわせて耐震改修工事を実施する場合や、所要の耐震性能を有していることを証明する「耐震性能証明書（様式【別紙1-⑦】）」を提出できる場合は申請可能です。
9	本事業の予算の上限はありますか。	本事業は当該年度の予算に基づき実施しております。 申請状況によっては、交付申請書の提出期限までに申請の受付を締め切ることがありますので、お早めにお申込みください。

1. 申請関係

No	質問	回答
10	現在入居している人がいる場合、申請できますか。	申請時、空き住戸（空家）であり、入居者の募集をしていないことが要件です。
11	分譲マンションは補助対象になりますか。	改修後10年間賃貸住宅として維持管理する場合は、補助対象になります。 戸建ての空家や事務所の空室をリフォームし、要件に適合する賃貸住宅とする場合も補助対象です。なお、用途変更の場合は、建築基準法等に適合していることを十分に確認してください。
12	申請手続きの方法を教えてください。	まず、大阪市ホームページに掲載している「事前相談シート」に必要事項を記入し、「改修内容がわかる住戸図面」及び「改修工事の見積書」を添付し、メール等でご提出ください。工事内容の確認及び補助金額の算定をさせていただきます。その後、補助金交付申請書をご提出ください。 なお、申請にあたっての注意事項を記載した「申請の手引」をホームページに掲載していますので、申請前に必ずご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000675905.html
13	申請前の事前相談は必ず必要ですか。	必須ではありませんが、事前相談で工事内容の確認及び補助金額の算定をさせていただきますので、申請後の修正が少なく、スムーズに申請していただけます。
14	申請の様式はどこにありますか。	大阪市のホームページからダウンロードしていただけます。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000675903.html
15	申請書はメールで提出できますか。	メールでのご提出は受付しておりません。 申請方法は、「大阪市行政オンラインシステム [※] 」、「郵送」、「窓口への持込」のいずれかの方法でご提出ください。 ※ 大阪市行政オンラインシステム https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home 初めて利用される方は、利用者登録が必要です。
16	チラシやリーフレットはどこで入手できますか。	各区役所にある配架コーナーや大阪市役所本庁舎1階市民ロビー、市民情報プラザ、6階都市整備局企画部入口、大阪市サービスカウンター（梅田・なんば・天王寺）、住まい情報センター（天神橋筋六丁目）等で配架しています。部数に限りがありますので、訪問される際は事前にご確認ください。 またホームページからも閲覧・ダウンロードが可能です。 https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000267596.html#rf
17	交付申請の提出期限を教えてください。	交付申請の提出期限は1月31日（市の休日に該当する場合は、直前の市の休日でない日）までです。 申込状況によっては、交付申請書の提出期限までに申請の受付を締め切ることがあります。 また、3月15日（市の休日に該当する場合は、直前の市の休日でない日）までに、工事を完了させ、完了実績報告書を提出する必要がありますので、余裕を持ってお申し込みください。

1. 申請関係

No	質問	回答
18	改修後の住戸について、入居者名義ではなく、法人名義で賃貸借契約を締結することは可能ですか。	改修後10年間は、社宅・寮・寄宿舍その他これらに類するものとして利用することはできません。 (補助金交付要綱第2条(5)民間賃貸住宅) そのため、改修後10年間、法人との賃貸借契約はできません。
19	申請時に「確認済証」や「検査済証」は必要ですか。	申請にあたっては、建物が建築基準法等関係法令に適合していること及び新築時や増改築時、用途変更時に確認済証の交付を受けていることが必要です。 なお、必要に応じて、確認済証等の写しの提出を求める場合があります。
20	交付申請から交付決定までの期間はどのくらいですか。	交付申請の受付後、30日以内に交付決定を通知します。 ただし、申請書類に不備があった場合、訂正等に要する日数を除きます。
21	工事請負契約を締結した後に、補助申請できますか。	原則、交付決定通知後に工事請負契約を締結し、改修工事に着手してください。 ただし、交付申請前に工事請負契約を締結した場合でも、交付決定通知までに工事に未着手であることが証明できる場合、申請可能となる場合がありますので、ご相談ください。 既に工事に着手されている場合は、補助申請できません。
22	実施済の改修工事について、補助申請できますか。	着手済の工事については、補助申請できません。
23	改修後10年間以内に物件を売却した場合、補助金の返還対象になりますか。	当補助事業に係る義務(民間賃貸住宅として維持管理する等)を承継し、本事業の目的に反しないと確認できる場合は、補助金返還の対象とはなりません。ただし、売買等により譲渡する場合は、事前に手続きが必要です。 なお、義務を承継できない場合は補助金返還の対象となります。

2. 提出書類

◇証明書類（共通）

No	質問	回答
1	各証明書類の有効期限はありますか。	3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。 ただし、納税証明書において、全額納付済の場合を除きます。
2	各証明書類は原本の提出が必要ですか。	各証明書類の他、添付書類はすべて、写しの提出でも構いません。ただし、提出された写しに疑義がある場合は原本の提示を求めます。
3	複数戸を同時に申請する場合、証明書類は住戸数分必要ですか。	同時に複数戸申請される場合は、証明書類は1部ずつで構いません。
4	過去に申請した建物内の別住戸を申請する場合も、証明書類は必要ですか。	証明書類は申請ごとに必要です。

◇登記事項証明書

No	質問	回答
5	登記事項証明書はどこで取得できますか。	登記事項証明書は、法務局で取得できます。 詳しくは、法務局にお問い合わせください。 なお、登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は、閲覧用のため、証明書にはなりません。
6	登記事項証明書は、土地・建物どちらも必要ですか。	建物のみ必要です。
7	登記手続中の場合も申請可能ですか。	法務局が受付したことを証明する受領証を提出すれば申請の手続きを進めることが可能です。（登記手続終了後は、速やかに登記事項証明書をご提出ください）

◇納税証明書

No	質問	回答
8	納税証明書はどこで取得できますか。	納税証明書は大阪市内のすべての市税事務所・区役所・区役所出張所（平野北部・南部サービスセンター含む）等で取得できます。 https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000006810.html 個人の場合は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスでも取得できる場合もあります。 詳しくは下記ホームページをご確認ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/zaisei/page/0000336592.html

2. 提出書類

◇納税証明書

No	質問	回答
9	納税証明書はどの年度分を提出すればよいですか。	原則、前年度又は前期分を提出してください。 なお、当該年度分の場合は全額納付が確認できるもの（未納額及び納期限未到来額が0円のもの）に限ります。
10	最近、建物を購入したのですが、固定資産税及び都市計画税の納税証明書は必要ですか。	当該年の1月1日以降に建物を購入された場合は、納税義務が発生していないため、固定資産税及び都市計画税の納税証明書は不要です。
11	大阪市外に在住している場合や市外に事務所を構えている場合、市民税の納税証明書は必要ですか。	当該年の1月1日時点において市外在住の場合や市外に事務所を構えている場合は、必要ありません。 ただし、市内に支店等が存在する等、大阪市内に市民税を納めている場合は、納税証明書をご提出ください。

◇交付申請書

No	質問	回答
12	見積書の記載方法に決まりはありますか。	記載方法に決まりはありませんが、下記のように補助対象工事と補助対象外工事に分類して記載していただくと、補助金額をスムーズに算定できます。 例1) 設備の新設・改良 ①設備本体の価格（補助対象） ②設備本体の設置にかかる工事費（補助対象） ③周辺クロス等の修復にかかる工事費（材工共）（補助対象外） 例2) LDK化工事（その他の居室はクロスの貼替のみ実施） ①LDK部分のクロスの貼替（補助対象） ②その他の居室や廊下等のクロスの貼替（補助対象外）
13	【別紙1-②-1 対象建物概要書】 住宅の建築年月はどのように確認すればよいですか。	「登記事項証明書（建物）」「固定資産（家屋）評価証明書」 「建築計画概要書」等により建築年月を確認してください。
14	【別紙1-④ 工事計画書】 補助対象経費の算定ができません。	補助対象工事費の算出に必要な資料（「改修内容がわかる住戸図面」、及び、「改修工事の見積書」）をご提出いただきましたら、本市で【別紙1-④】に記載していただく補助対象経費を算定させていただきます。
15	【別紙1-⑤ 現況写真】 現況写真の添付はどのようにすればよいですか。	工事種別ごとに1枚のシートを作成し、1シートにつき2～4枚程度を貼り付けてください。（縦・横どちらも可） 「間取りの変更に係る工事」の場合は、居室の全体がわかるよう四方から撮影した写真を添付してください。 コンセントは位置が分かる写真とコンセント部分拡大写真を添付してください。 子どもの安全対策措置については、申請時に措置済みの場合も現況が確認できる写真を添付してください。
16	【別紙1-⑥ 施工計画書】 建設業許可番号について、施工者が建設業許可番号を持っていない場合は、空白でよいですか。	請負工事金額（税込）が500万円未満の場合は、空白で構いません。 請負工事金額が税込500万円以上の場合は、建設業許可が必要となりますので、必ず記載してください。

2. 提出書類

◇完了実績報告書

No	質問	回答
17	改修工事費の支払いについて、補助事業者（申請者）以外の家族名義の口座から振り込むことは可能ですか。	支払いは補助事業者（申請者）本人の名義による銀行等への振込みに限ります。当事者の名義以外の支払や現金支払、クレジットカード決済は認められません。
18	【別紙13-③ 工事写真】 どのような写真が必要ですか。	<p>工事種別ごとに1枚のシートを作成し、1シートにつき2～4枚程度を貼り付けてください。（縦・横どちらも可）</p> <p>施工中の写真と施工後の写真が必要です。 設備工事については、施工中の写真として、既存設備の解体後の写真を添付してください。なお、「子どもの安全対策措置」については、施工後の写真のみで構いません。</p> <p>節水型トイレについては、トイレ全体の写真とともに、便器の品番がわかる写真を添付してください。</p> <p>ユニットバスの浴室段差やチャイルドロックについては、寸法がわかるよう、スケールを当てて撮影してください。</p> <p>コンセントは位置が分かる写真とコンセント部分拡大写真（シャッター付であることがわかるもの）を添付してください。</p>

◇入居者募集及び入居状況報告等

No	質問	回答
19	いつから入居者の募集を開始できますか。	交付決定通知後から、入居者の募集を開始していただけます。
20	入居者に要件はありますか。	<p>入居者募集開始後3か月間は、子育て世帯・新婚世帯に限定して入居者を募集していただく必要があります。 3か月経過後は、いずれの世帯も入居が可能です。</p> <p><子育て世帯> 18歳未満の子どもと同居している世帯</p> <p><新婚世帯> 賃貸借契約時において、ともに40歳未満であり、婚姻届出の後5年以内の世帯又は入居後6か月以内に婚姻届出の予定がある世帯（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合及び本市ファミリーシップ宣誓書受領証の交付を受けている場合を含む）</p>
21	「様式第12号 入居者決定報告書」はいつ提出するのですか。	完了実績報告書提出までに入居の申し込みがあった場合は、現場確認の日程を調整させていただきますので、入居者への引渡し日の5日前（市の休日に該当する日を除く）までに提出してください。

2. 提出書類

◇入居者募集及び入居状況報告等

No	質問	回答
22	「別紙13-④入居状況報告書」はいつ提出するのですか。	<p>完了実績報告時に入居者が決定しているかどうかにかかわらず、すべての対象住戸について完了実績報告書と合わせて提出が必要です。</p> <p>また、完了実績報告時に入居者が決定していない場合は、次のいずれかの早い時期に住戸ごとに速やかに提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て世帯等の入居が決定したとき ②入居者募集の開始から3ヶ月を経過したとき
23	募集開始日を証明する書類とは具体的にどのような書類ですか。	<p>公益社団法人近畿圏不動産流通機構（近畿レインズ）への登録証明書、または、広告掲載に係る媒介契約書のどちらかをご提出ください。</p> <p>レインズへの登録も媒介契約も行わない場合は、原則、完了実績報告書の提出日を募集開始日として取り扱います。</p>
24	入居者の属性を確認する書類とは具体的にどのような書類ですか。	<p><子育て世帯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し <p><新婚世帯（婚姻後5年以内）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し <p><新婚世帯（入居後半年以内に婚姻予定）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し又は運転免許証の写し（年齢が確認できるもの） ・婚姻の意思が確認できるもの <p>詳細は「申請の手引」P.15をご参照ください。</p> <p>なお、賃貸借契約書の写しや住民票の写し等の属性情報を本市に提供することについて、必要に応じて、賃貸借契約書に第三者提供に係る同意条項を規定する等、入居者の同意を得てください。</p>
25	管理状況報告はどのように行うのですか。	<p>完了実績報告のあった年度の翌年度以降、改修後10年間、管理状況についての報告を求めます。</p> <p>本市から管理状況の報告を求められた場合は、その内容に従って遅滞なく報告してください。</p> <p>なお、対象建物について、譲渡等の財産処分をしようとするときは、事前に本市の承認が必要ですので、ご注意ください。</p>

3. 要件工事等

◇要件工事A：居間を含む複数の居室を一体の居室として改修する工事

No	質問	回答
1	居間を含む複数の居室を一体の居室として改修する工事について、詳しく教えてください。	居間を含む複数の居室を1つの居室に改修し、居室機能が接する面のうち、有効開口幅が2/3以上かつ1800mm以上を確保する工事です。
2	一体化する居室間に建具を設置することは可能ですか。	すべての建具を引き込んだ状態、有効開口幅が2/3以上かつ1800mm以上であれば、設置可能です。 ただし、建具で2部屋に仕切れる場合でも、1部屋として募集していただきます。
3	現状の開口幅が2/3以上かつ1800mm以上を満たしている場合、要件Aで申請することは可能ですか。	既に開口幅の要件を満たしている場合でも、建具をすべて撤去する、または開口幅を広げる工事を行うのであれば、要件Aで申請することが可能です。
4	2住戸を1住戸に改修する場合は要件工事Aに該当しますか。	2住戸を1住戸に改修する場合は要件工事Aに該当します。 その場合、玄関扉の改修及び居間部分の設えの撤去及び修復に係る材工が補助対象となります。
5	一体化する居室の床の仕上げは同じである必要がありますか。	原則、1つの居室として、一体化する床の仕上げは同じである必要があります。 ただし、一体化された居間を含む居室の一部にテレワークできるスペースや居間と一体的に利用できる畳コーナーがあるものは補助対象です。
6	住戸内の間仕切をすべて撤去して、全面的に改修して広いLDKにする場合、要件工事Aに該当しますか。	間仕切をすべて撤去して、全面的に改修する場合は、要件工事Aに該当しません。

◇要件工事B：居間を含む2つ以上の居室における外気に接する窓すべての断熱改修工事

No	質問	回答
7	窓の断熱改修工事について、詳しく教えてください。	次の3つの工事があります。 ①ガラス交換 ②内窓設置 ③外窓交換 詳細は「申請の手引」のP5をご参照ください。

3. 要件工事等

◇要件工事C：居間又は寝室の天井、床又は壁の断熱改修工事

No	質問	回答
8	断熱材の最低利用量は何㎡ですか。	断熱材の最低使用量は、「申請の手引」P19の（別表1）断熱材の最低使用量の表に記載しておりますので、住宅種別や断熱材の種類から該当するものをご確認ください。
9	断熱材の種類を教えてください。	断熱材の種類は、「申請の手引」P20の（別表2）断熱材の区分から、該当するものをご確認ください。
10	寝室の定義を教えてください。	居間を除き床面積の最も大きい居室を寝室とします。
11	居間や寝室以外の居室は対象外ですか。	要件工事Cを実施する場合に限り、他のどの居室において行う天井、床又は壁の断熱改修工事も対象となります。

◇要件工事D：一定の要件を満たすユニットバスの新設又は改良工事

No	質問	回答
12	一定の要件とは具体的にどのような内容ですか。	次の3点をすべて満たすことが必要です。 ①浴槽に出入りするための縦型の手すりの設置すること（シャワーヘッドと兼用できるものでも可） ②浴室の出入口が20mm以内の単純段差であること（浴室の扉は三方枠を利用してください） ③ドアにチャイルドロックを設置すること（概ね床面から140cm以上に設置されたもの、または子どもが容易に開け難い構造のもの）

◇要件工事E：居間及び玄関のドアにおける指はさみを防止するための措置

No	質問	回答
13	指はさみを防止するための措置とは具体的にどのような内容ですか。	扉がゆっくり閉まる機能がついているドアクローザー・ソフトクローザーを設置してください。
14	居間の扉が襖のため、ドアクローザーが設置できません。	措置不可として申請してください。

3. 要件工事等

◇要件工事F：居間のコンセント部における感電を防止するための措置

No	質問	回答
15	感電を防止するための措置とは具体的にどのような内容ですか。	コンセント部におけるシャッター付コンセント・扉付コンセントの設置です。 両面テープで取り付けるコンセントカバーや簡易なコンセントキャップによる対応は認められません。
16	シャッター付きコンセントへの改修は居間のみが補助の対象ですか。	居間を要件工事としています。 居間には、居間の隣に和室がある等、居間と一体的に利用できる居室を含みます。 なお、居間以外の居室や廊下・洗面等も補助の対象になります。
17	居間にあるコンセントはすべて、改修する必要がありますか。	床面から140cm以上に位置するもの、カウンター等の上にあるもの、扉付きの収納内にあるもの等、容易に子どもの手が届かない位置にあるものを除きます。

◇要件工事G：居間及び台所の吊戸棚等における地震対策のための措置

No	質問	回答
18	地震対策のための措置とは具体的にどのような内容ですか。	地震等の揺れを感知すると扉に開閉ロックがかかる耐震ラッチの設置です。
19	設置場所に決まりはありますか。	居間及び台所の吊戸棚への耐震ラッチの設置が要件です。 要件工事とあわせて実施する場合は、居間及び台所以外の居室に実施する耐震ラッチの設置も補助対象となります。 なお、耐震ラッチが元々組み込まれているシステムキッチンへの改良も要件を満たしていることとなります。

◇その他工事

No	質問	回答
20	外壁塗装は補助対象になりますか。	補助対象外です。
21	屋根の葺替工事は補助対象になりますか。	補助対象外です。